三世代同居・近居支援事業

チェックシート

チェック

- [ ] 住民票異動前に申請すること。
- [ ] 小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）が同居していること。
- [ ] 新たに、広島市内に住む親世帯と同居又は近居すること（既に親世帯と同居又は近居している場合は、対象外です。）。
- [ ] 住替え後の住宅に自ら居住すること。
- [ ] 申請年度内に住み替えること。
- [ ] 住替え後に町内会（自治会）に加入するとともに、加入後は継続して会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。
  ※住替え後、町内会（自治会）の会長と参加してみたい活動などについて、話し合い、その結果を市に報告していただきます。
- [ ] 補助対象経費について、他の公的助成を受けていないこと。
- [ ] 子世帯及び親世帯の世帯員に広島市暴力団排除条例第２条第2号に規定する暴力団員等がいないこと。
- [ ] 過去にこの事業による助成金の交付を受けていないこと。
- [ ] 助成対象費用が生じていること（引越し費用・不動産登記費用・仲介手数料・礼金）。
- [ ] 二世帯住宅を新築する場合は、親世帯が先に住民票を異動すること。
  ※制度上、親世帯が先に住民票を異動していただき、その後子世帯に住民票を異動していただく必要があります。